

この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際にお客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

## 1. 対象となる有価証券

- (1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）、REIT（不動産投資信託の投資証券）等、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 第 1 項第 1 号イに規定される「上場株券等」
- (2) グリーンシート銘柄である株券、新株予約権付社債券等、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」

## 2. 最良の取引の条件で執行するための方法

### (1) 上場株券等

#### (法人のお客様)

当社においては、法人のお客様の取扱いは以下のとおりといたします。

お客様からいただいた上場株券等に係る注文は、お客様からのご指示がない限り、委託注文として金融商品取引所市場に取次ぐこととし、PTS（私設取引システム）への取次ぎを含む取引所外売買は行いません。

お客様から委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。

において、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。

- (a) 上場している金融商品取引所市場が 1 箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取次ぎます。
- (b) 複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、執行時点において、株式会社 QUICK の情報端末（当社にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えします。）において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場（当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。）へ取次ぎます。
- (c) (a)又は(b)により選定した金融商品取引所市場が、当社が取引参加者又は会員となっていないところがある場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者又は会員のうち、当該金融商品取引所市場への注文について取次ぎ契約を締結している者（以下「取次ぎ金融商品取引業者」という）を経由して、当該金融商品取引所市場に取次ぎます。

#### (個人及び企業開発各部・業務開発部又は金融商品仲介業者等を介した法人のお客様)

当社においては、個人及び企業開発各部・業務開発部又は金融商品仲介業者等を介した法人のお客様の取扱いは以下のとおりといたします。

お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて取次ぎ金融商品取引業者を経由して取次ぐこととし、PTS への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。

お客様から委託注文を受託しましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取次ぎ金融商品取引業者を経由して取次ぐことといたします。金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取次ぎ金融商品取引業者を経由して取次ぐことといたします。

において、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。

- (a) 上場している金融商品取引所市場が 1 箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取次ぎます。

(b) 複数の金融商品取引所市場に上場している場合

複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、執行時点において、株式会社 Q U I C K 社の情報端末（当社にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。）において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場（当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。）へ取次ぎます。

(2) 取扱有価証券（グリーンシート銘柄）

当社では、取扱有価証券の注文はお受けしていません。

### 3. 当該方法を選択する理由

(1) 上場株券等

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

### 4. その他

(1) 次に掲げる取引については、2.に掲げる方法によらず、それぞれ以下の方法により執行いたします。

お客様から執行方法に関するご指示（当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望、ご注文数量の一部又は全部の一括執行の必要性等）があった取引

当該ご指示いただいた執行方法

特定同意注文等の例外的に認められる取引一任勘定取引注文

特定同意注文等の例外的に認められる取引一任勘定取引注文（以下「特定同意注文等」）につきましては、お客様からご指示いただいた裁量の範囲内で注文の執行をいたします。

また、特定同意注文等は、当社が金融商品取引所市場の取引参加者又は会員となっていない金融商品取引所市場を除き、当社が金融商品取引所市場に取次ぎます。

単元未満株の取引

単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取次ぐ方法

複数市場に上場している上場株券等の期日指定注文（特定の指定日まで継続される注文）は、当該期日指定注文の当初の選定市場が注文として継続されるため、注文約定時の選定市場と異なる場合があります。

信用取引の制度信用銘柄につきましては、その制度上新規建てと反対売買を同一市場で行うことを前提としている仕組であるため、反対売買を行う時点で選定市場が変更されていた場合でも、新規建てと同一市場で反対売買を執行いたします。

当社の海外関連会社から受注した委託注文（ に掲げる特定同意注文等を含む）で、かつマッチング執行を可能とするご指示があった場合には、そのご指示の範囲内において、時差等の理由により立会時間中に注文の発注者との連絡もしくは確認が不可能又は実務的でない場合には、当社が価格や執行の確実性等を勘案した結果、2.の方法により選択された金融商品取引所市場ではない金融商品取引所市場において、又は自己や別の委託者が相手方となる立会外売買取引、取引所外売買取引において執行する場合があります。

(2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

以 上

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。